

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	防火壁の設置を要しない建築物の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築基準法施行令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	建築基準法施行令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 法第 26 条第 2 号ロの防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等は、外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、一階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び二階の床（通路等の床を除く。）の構造が、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、熔融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、特定行政庁がその周囲の状況により延焼防止上支障がないと認める建築物の外壁及び軒裏については、この限りでない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	計画道路がある場合の斜線制限の例外許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築基準法施行令第 131 条の 2 第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	建築基準法施行令第 131 条の 2 第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（法第 42 条第 1 項第 4 号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）若しくは法第 68 条の 7 第 1 項の規定により指定された予定道路（以下この項において「予定道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	壁面線の指定等がある場合の斜線制限の例外認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築基準法施行令第 131 条の 2 第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	建築基準法施行令第 131 条の 2 第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限 (道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ 2 メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。) がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物 (第 135 条の 19 各号に掲げる建築物の部分を除く。) で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	道に関する基準の例外の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号・第 4 号

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号但書・第 4 号但書
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 都市計画区域及び準都市計画区域内における「道路」に係る法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による政令第 144 条の 4 第 1 項の基準の例外の認定 ○道に関する基準（政令第 144 条の 4 第 1 項） 1 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。 2 縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日